

横須賀市民吹奏楽団規約

第一章 総則

第1条《名称》

本楽団は横須賀市民吹奏楽団と称する。

第2条《所在地》

本楽団の事務所は適宜に定める。

第二章 目的及び事業

第3条《目的》

本楽団は音楽活動を通じ、団員相互の親睦と吹奏楽の普及発展を図るとともに、豊富な市民文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条《事業》

本楽団は前条の目的を達成する為に事業を行う。

また、本楽団は他の上位団体（協会・連盟等）に加盟することができる。

第三章 団員（組織）

第5条《団員》

〈1〉 18歳（大学生）以上とし、楽器経験者を対象とする。

〈2〉 団員はすべての音楽活動を行う権利と義務を有し、運営面でも互いに協力し合い、積極的に活動に参加することとする。

第6条《入団》

〈1〉 入団希望者は書面（所定用紙）を以て申し込むものとし、理事会の承認を得なければならない。

第7条《団費》

〈1〉 本楽団員は団費として定額を納入する。

〈2〉 団費の額は総会において決定する。

〈3〉 団費の納入は、月割りの分納とし、口座引き落としにて支払う。

〈4〉 団費の他に、必要に応じて臨時徴収を行う場合がある。

〈5〉 入団費は承認を受けた月の団費を含めて3ヶ月分とする。

〈6〉 休団期間の団費は変わらずに正規団費とする。

第8条《休団》

〈1〉 休団を希望する団員は、その旨を書面を以て団長に申請すること。また、申請は原則として休団しようとする2ヶ月前までに行い理事会の承認を得なければならない。

第9条《退団》

〈1〉 退団を希望する団員は、その旨を書面を以て団長に申請すること。また、申請は原則として退団しようとする2ヶ月前までに行い理事会の承認を得なければならない。

〈2〉 退団時に滞納団費がある場合は支払うこと。

第10条《除名》

- 〈1〉本楽団の趣旨に添わない団員（本楽団の信用を著しく失わせる行為や不利益な行為をしたり、本楽団の規約に違反したりした者）は、理事会が適当な処置を講ずることができる。
- 〈2〉総会に委任状の提出なくして欠席した者は、本楽団の活動に参加する意思がないものとみなし、適当な処置を講ずる。

第四章 役員（組織）

第11条《役員》

- 〈1〉本楽団に下記の役員を置く。
 - 一、団長 1名
 - 二、副団長 2名
 - 三、理事 若干名
 - 四、監事 2名
 - 五、事務局長 1名
 - 六、会計 2名
- 〈2〉役員任期は1年とする。

第12条《団長》

- 〈1〉団長は総会において選出する。
- 〈2〉団長は本楽団を代表して会務を総轄し、活動や運営に責任を持つ。
- 〈3〉団長は総会や理事会を召集する。
- 〈4〉書面については団長が責任を持って管理する。

第13条《副団長》

- 〈1〉副団長は総会において選出する。
- 〈2〉副団長は団長を補佐し、団長に事故ある時はその職を代行する。

第14条《理事》

- 〈1〉理事は総会において選出する。
- 〈2〉理事の定員は総会において決定する。
- 〈3〉理事は団長・副団長を補佐し、本楽団の運営にあたる。

第15条《監事》

- 〈1〉監事は総会において選出する。
- 〈2〉監事は事業の運営、並びに会計を監査する。

第16条《事務局長》

- 〈1〉事務局長は総会において選出する。
- 〈2〉事務局長は理事を兼務できる。

第17条《会計》

- 〈1〉会計は総会において選出する。
- 〈2〉会計は理事を兼務できる。

第五章 会議

第18条《総会》

- 〈1〉 総会は全団員を以て組織し、毎年1回以上団長が召集する。
- 〈2〉 総会に付議する事項は以下の通りである。
 - 一、予算及び決算に関する件。
 - 二、事業報告及び計画に関する件。
 - 三、規約に関する件。
 - 四、役員を選任に関する件。
 - 五、団員総数の1/2以上の要求がある案件。
 - 六、その他特に重要な事項。
- 〈3〉 総会は団員総数の1/2以上（委任状を含む）の出席により成立する。
- 〈4〉 総会は団長が議長を選任し、議決は出席者の1/2以上の賛成により成立する。
また、賛否同数となる時は団長の決するところによる。

第19条《理事会》

- 〈1〉 理事会は理事をもって組織し、随時団長が召集する。
- 〈2〉 理事会に付議する事項は以下の通りである。
 - 一、運営・事業の企画、遂行に関する件。
 - 二、会計上の運営に関する件。
 - 三、役員に関する件。
 - 四、他の音楽団体との連絡等に関する件。
 - 五、その他必要な事項。
- 〈3〉 理事会はその構成員の1/2以上の出席により成立する。

第20条《各係会議》

- 〈1〉 本楽団の運営並びに行事遂行の為に必要な場合、各係の会議を開く。
- 〈2〉 団長や理事会が特に必要と認めた場合、団長は各係に召集をかけ、企画、立案、実施の要請をすることができる。
- 〈3〉 各係の構成員は基本的に自主的参加とするが、人員が不足している場合は極力積極的に参加し、協力すること。

第六章 会計

第21条《会計》

- 〈1〉 本楽団の経費は、団費・寄付金・助成金・その他の収入を以て支弁する。
- 〈2〉 本楽団は、第三章第7条に従い、必要な会費を徴収し管理、運営する。
- 〈3〉 本楽団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第七章 指揮者

第22条《常任指揮者》

- 〈1〉本楽団には常任指揮者をおくことができる。
- 〈2〉常任指揮者は、総会の承認を得て団長が委嘱する。
- 〈3〉常任指揮者は本楽団の指揮を行うとともに、音楽的立場から運営に関して助言を行う。
- 〈4〉契約期間は特に設けず、臨機応変にその都度柔軟な対応をしていく。

第23条《団員指揮者》

- 〈1〉合奏前のチューニングや基礎練習を行う。
- 〈2〉常任指揮者不在の時は指揮を行う。（練習時・本番）

第八章 パートリーダー

第24条《パートリーダー》

- 〈1〉各パートにパートリーダーをおく。
- 〈2〉パートリーダーの任期は特に定めない。
- 〈3〉パートリーダーは各パートの意思をまとめ、パートを総括する。
- 〈4〉パートリーダーは、各パート・団の音楽的向上並びに円滑な運営を目指し、パートリーダー同士でも協力することとする。

第九章 事務局

第25条《事務局》

- 〈1〉本楽団に事務局をおく。
- 〈2〉事務局長は理事会と協議の上、事務局員を若干名指名することができる。
- 〈3〉事務局は以下の業務を司る。
 - 一、楽団所有備品の管理。
 - 二、機関誌、予定表等の企画、発行。
 - 三、楽団運営の実務処理に関すること。

第十章 各係

第26条《日程係》

- 〈1〉練習場所の確保及び団員への周知をする。

第27条《譜面係》

- 〈1〉譜面の手配や管理、写譜等行う。

第28条《企画係》

- 〈1〉 本番の服装の企画・立案・手配等を行う。
- 〈2〉 賛助の服装の手配を行う。
- 〈3〉 団員の服装を取り締まる。
- 〈4〉 本番のプログラム表作成を行う。
- 〈5〉 司会の手配をする。
- 〈6〉 レクリエーションの企画、実施を行う。

第29条《出欠・賛助係》

- 〈1〉 本番や練習の出欠確認を行う。
- 〈2〉 賛助への細かいフォローを行う。
(練習日程や賛助内容駐車場の手配や会計の説明等。)

第30条《楽器係》

- 〈1〉 団所有楽器並びに倉庫の管理を行う。

第31条《広報担当》

- 〈1〉 市との連絡や他団体との交流を行う。
- 〈2〉 各広報誌・掲示板の掲載や、祝電の手配。

第32条《web担当》

- 〈1〉 本楽団のホームページの編集や管理を行う。
- 〈2〉 音源の管理を行う。

第33条《記録係》

- 〈1〉 会議の記録やイベントの記録を行う。

第34条《選曲係》

- 〈1〉 本番の曲を選曲する。

第十一章 団所有物

第35条《事務用品》

- 〈1〉 使用者が責任を持って管理、使用し破損、紛失については使用者が自己負担で購入すること。
- 〈2〉 消耗品については、団費用で購入すること。

第36条《楽器》

- 〈1〉 使用者が使用期間中責任を持って管理、使用し破損、紛失については使用者が自己負担で修理、購入すること。
- 〈2〉 使用者が使用期間中は、団の貸与品としメンテナンス等の費用は全て使用者負担とする。
- 〈3〉 使用者が退団や楽器購入で団に返す場合、使用者負担で原則としてオーバーホールをして返却すること。

第37条《打楽器》

- 〈1〉 打楽器パートが責任を持って管理、使用し破損、紛失については打楽器パート負担で修理、購入すること。
- 〈2〉 打楽器パートは定期的に倉庫管理の打楽器を確認しメンテナンスを行うこと。
- 〈3〉 打楽器パートは退団時、必要最低限のメンテナンスをし、団に返却すること。

第十二章 付則

第38条《規約改正》

- 〈1〉 本規約の改正は、総会出席者の2 / 3以上の賛成を必要とする。

第39条《貸し出し》

- 〈1〉 本楽団の楽器及び備品の貸し出しは原則として行わないが、特に必要な場合は理事（2名以上）に申し出て許可を得た場合のみ、借用書に記入の上、借りることができる。

第40条《施行》

※本規約は昭和56年8月19日より施行する。

※昭和58年10月7日改正。

※昭和59年4月1日改正。

※昭和60年4月1日改正。

※昭和62年4月11日改正。

※平成25年10月26日改正。